2022年5月20日

株式会社 ブライエ 代表取締役社長 上妻 孝治

決 算 公 告

第36期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 貸借対照表・損益計算書および個別注記表

> 貸借対照表······2P 損益計算書·····3P 個別注記表·····4~5P

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目		科目	
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	1,626	流動負債	660
現金及び預金	1,122	買掛金	184
売掛金	454	未払金	160
仕掛品	28	未払法人税等	29
未収入金	1	未払事業所税	1
前払費用	15	未払消費税等	38
仮払金	0	未払費用	29
立替金	4	預り金	27
固定資産	360	賞与引当金	188
有形固定資産	19	固定負債	36
建物	14	未払役員退職慰労引当金	22
工具器具備品	5	株式給付引当金	9
無形固定資産	0	資産除去債務	4
ソフトウェア	0	負債合計	697
その他	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	340	株主資本	1,289
投資有価証券	1	資本金	140
子会社株式	251	資本剰余金	2
出資金	0	資本準備金	2
差入保証金	12	利益剰余金	1,147
繰延税金資産	75	利益準備金	32
		任意積立金	312
		繰越利益剰余金	802
		純資産合計	1,289
資産合計	1,986	負債・純資産合計	1,986

<u>損益計算書</u>

自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		3,653
売上原価		2,975
売上総利益		677
販売費及び一般管理費		384
営業利益		293
営業外収益		
受取利息及び配当金	12	
助成金収入	5	
雑収入	1	19
経常利益		312
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	131	131
特別損失		
移転費用	5	5
税引前当期純利益		438
法人税及び住民税	103	
法人税等調整額	Δ0	102
当期純利益		336

個別注記表

- 1. 重要な会計方針
 - (1)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品・・・・・個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- (2)有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券(市場価格のないもの) 移動平均法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに 平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を使用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物付属設備 3~22年

工具、器具及び備品 4~12年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用ソフトウェア

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(4)引当金の計上基準

株式給付引当金

役員株式給付規程及び株式給付規程に基づき役員等へのクレオ株式の交付に備えるため、 株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(5)その他

消費税等の会計処理税抜方式によっております。

- 2. 会計方針の変更に関する注記
 - (1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

24 百万円

4. 企業結合に関する注記

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2020年11月16日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社アイティアイを吸収合併(以下、「本合併」)することについて決議し、2020年11月30日付けで合併契約を締結し、2021年4月1日に吸収合併いたしました。

(1)合併の目的

当社と同様のサービス等を展開する株式会社アイティアイと経営効率化のため、当社に吸収合併することになりました。

(2)合併の要旨

①合併の日程

取締役会決議日 2020年11月16日 合併契約締結日 2020年11月30日 合併日(効力発生日) 2021年4月1日

(注)本合併は、当社は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当し、株式会社アイティアイは会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併に該当するため、いずれも合併契約承認の株主総会は開催いたしません。

②合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社アイティアイは解散いたしました。

③合併に係る割当の内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

④消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い該当事項はありません。

(3)消滅会社の概要

商号 株式会社アイティアイ

本店所在地 東京都品川区南大井6-20-14 代表者の役職氏名 代表取締役社長 上妻孝治

事業内容 コンピュータ関連の企画/設計/構築等

資本金 24,500,000円

(4)合併後の状況

本合併により、当社の商号を株式会社ブライエへ変更する。なお、住所、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期に変更はありません。

(5)実施した会計処理の概要

当社が株式会社アイティアイより受け入れた資産および負債は、合併日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しております。また、当社が保有する当該子会社株式の帳簿価額と増加株主資本との差額131百万円については、抱合せ株式消滅差益として損益計算書の特別利益に計上しております。